

4月1日

市の組織が

一部変わります



本市では、行政事務・手続きのデジタル化を進め、市民の皆さんの利便性向上や市役所業務の効率化をめざして、4月1日(金)から、市役所の組織を次のように一部変更します。

■デジタル推進室(新設)

政策推進課情報政策係をデジタル推進室として新設します。

閩政策推進課(内線514)

副市長に松田 貴仁さんが再任

令和4年第1回市議会定例会で同意を受けて、2月27日付で、松田 貴仁さん(61歳)が副市長に再任しました。任期は4年です。松田さんは、昭和59年から市役所に勤務し、秘書課長、市長公室長などを歴任の後、平成30年から副市長を務めています。

閩秘書課(内線312)

マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 4月3日(日)、10日(日)、5月1日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所1階市民窓口課

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

閩市民窓口課(内線131、132)

市長と語ろう！ わがまち富田林

さまざまな活動をしている皆さんの声を、今後のまちづくりにつなげます。

市政に関して、建設的な意見や提案、アイデアなどを市長に直接お聴かせください。

とき 5月27日(金)、午後2時～3時(1組当たり30分)

ところ 金剛公民館

対象者 市内在住・在勤・在学の人を含む団体またはグループ

定員 2組(各組、最大5人まで)

申し込み 4月22日(金)(土・日曜日を除く午前9時～午後5時30分)までに、市役所1階都市魅力課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、同課(内線184)へ(申し込み多数の場合抽選)

※申込書は市ウェブサイトを(市長の部屋のページ)からダウンロードもできます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する市長メッセージ

令和4年2月24日、ロシア軍によるウクライナ侵攻が開始されました。

停戦協議も行われるなど推移を注視してきましたが、未だに軍事攻撃は継続しており、既に子どもを含む多数の市民の犠牲が生じています。また難民として近隣諸国に逃れる人々が100万人に上っています。

各種報道で、爆撃によって倒壊した家屋や街の姿、傷ついた子ども達や人々の姿に接し、胸が痛むとともに強い憤りを覚えています。

この度の軍事侵攻は、国連憲章に違反し、国際社会の平和と安全を破壊する暴挙です。

また過日、プーチン大統領が核兵器保有国であることを誇示し、核兵器使用を示唆するような報道がありました。これは、核兵器の廃絶を訴え続けている世界の被爆者の思い、ならびに非核平和都市を宣言している本市市民の総意をも踏みにじるものであり、強い憤りを感じています。

地球上に広島、長崎に続く、第三の戦争被爆地を生むこ

とは絶対にあってはなりません。

富田林市も加盟している平和首長会議は、「一日も早い平和的解決にむけて外交努力を強く要請する」との声明を発表しています。

平和首長会議には、ロシア連邦で67都市、ウクライナで5都市が加盟しており、その目的は、加盟都市が緊密に連携して核兵器廃絶の意識高揚と市民の安全・安心・人権・環境を守ることを通じて世界恒久平和に寄与する、というものです。

平和を希求する富田林市民の代表として、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議するとともに、平和的解決の前提である即時停戦とウクライナ領土からのロシア軍の撤退を求めます。

また本市においては、今後とも戦争と核兵器の無い平和と安全な社会の実現にむけた取り組みを進めてまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月4日 富田林市長 吉村 善美

富田林市立地適正化計画(中間報告)

本市では、都市再生特別措置法に基づき、人口密度維持のため、生活サービスやコミュニティが、持続的に確保されるように居住を誘導する「居住誘導区域」と、医療、福祉、商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、これらの生活サービスが効率的に提供されるように

施設を誘導する「都市機能誘導区域」というゾーンニングを設定し、地域公共交通網との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を進めるため、立地適正化計画の作成を行っています。このたび、同計画の中間報告がまとまりましたことから、皆さんのご意見を募集します。

◇意見などの募集期間 4月4日(月)～5月2日(月)

◇閲覧方法 4月4日(月)～、市役所(都市魅力課および都市計画課)、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、人権文化センター、Topic(きらめき創造館)、すばるホール、レインボーホール(市民会館)、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーまたは市ウェブサイトでご覧いただけます。



◇意見などの提出方法 5月2日(月)(消印有効)までに住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、Eメールで〒584-8511常盤町1の1 都市計画課 [FAX (24)0269・Eメール tokei@city.tondabayashi.lg.jp] へ

※直接持参も可。電話での受け付けはできません。なお、提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。固都市計画課(内線453、451)

会計年度任用職員を募集

■旅券発給事務

受験日・試験内容 4月16日(土)(予備日17日(日))・面接試験

受験資格 基本的なパソコン操作ができる人で、窓口業務に従事した経験があり、日曜日勤務が可能な人 採用人数 1人

申し込み 4月1日(金)～14日(木)に、申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、市民窓口課(内線131)へ(郵送不可)

■介護認定調査業務

受験日・試験内容 4月15日(金)・筆記、面接試験

受験資格 基本的なパソコン操作ができる人で、介護支援専門員の資格および普通自動車運転免許を有する人(認定調査業務に従事した経験がある人優先) 採用人数 1人

申し込み 4月1日(金)～8日(金)に、履歴書に必要事項を記入し、写真を貼って、応募動機(400字以内)を添えて、高齢介護課(内線177)へ(郵送不可) ※免許・資格が必要な業務は、資格証明書の写しを添付してください。

※月～金曜日(土・日曜日は除く)、午前9時～午後5時30分に受け付け。

※勤務日、業務内容など詳しくは、実施要領をご覧ください。

※申込書、実施要領は各課で配布(市ウェブサイト(各課のページ)からもダウンロードできます)。

乳幼児ごみシール

紙おむつを常時利用している3歳未満の乳幼児がいる世帯に、申請によりごみシール

紙おむつを利用している人(世帯)にごみシールを追加交付

を追加交付します。

交付申請 4月1日(金)～、該当する乳幼児の生年月日が確認できるもの(健康保険被保険者証、医療証など)を持って、環境衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。 ※申請は毎年必要です。

高齢・障がい者ごみシール

高齢や身体の障がいなどのため、紙おむつ、ストマ、腹膜透析液バッグを常時利用している人に、申請によりごみシールを追加交付します。

交付申請 4月1日(金)～、初めて申請には証明が必要で

す。環境衛生課、金剛連絡所に備え付けの申請書に「障がい者等日常生活用具給付等決定通知書」のコピーを添付するか、次のいずれかの人に証明を受けて、環境衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。

◆医師(開業医、かかりつけ医など)

◆地域の民生委員

◆町総代(自治会長)

◆ケアマネジャー

◆ホームヘルパー

※2年目以降、証明は不要ですが、申請は必要です。

環境衛生課(内線144、146)

高齢者を消費者被害から守る 見守りネットワークを強化します

4月1日、市地域包括支援センターと富田林警察署、市消費生活センターが高齢者を消費者被害から守るため、富田林市消費者安全確保地域協議会を設置します。

同協議会では、研修や情報提供だけでなく被害に遭った人の情報共有を通じて、見守り体制に活かします。

また、消費者の安全確保のため、消費生活協力団体や協力員を委嘱し、皆さんを消費者被害から守るための体制を強化します。

消費者被害は誰にでも起こりうるものです。自身や身の回りの人に消費者トラブルがあれば、一人で悩まず、市消費生活センター（内線186、188）へすぐご相談ください。

固商工観光課（内線483）

4月は若年層の 性暴力被害予防月間

4月は進学・就職などに伴い、若年層の生活環境が大きく

く変わり、被害に遭うリスクが高まる時期です。性犯罪・性暴力は、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすため、その根絶に向けた取り組みや被害者支援を強化していく必要があります。また、4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳になると未成年であることを理由とした契約の取り消しができなくなります。若年層に対する性暴力の手法が巧妙化しているため、より一層の注意が必要です。

「被害に遭っているかも」と思ったら、一人で悩まずご相談ください。

●性暴力救済センター・大阪 (SACHICO)

とき 毎日、24時間

電話番号 ☎072(330)0799

※詳しくは、内閣府男女共同参画局



ホームページをご覧ください。

また本市では、同月間に合わせて「特設女性のための電話相談」を実施します。

●特設女性のための電話相談
とき 4月22日(金)、午前10時～午後8時

電話番号 ☎(23)0567

固人権市民協働課(内線474)

市民体験農園利用者を募集

ひとり親家庭の親などのための 就業支援講習会

■介護職員初任者研修

とき 7月30日～12月17日の毎週土曜日（8月13日、11月26日、12月3日、10日を除く）、午前10時～午後5時（全17回）

ところ 未来ケアカレッジ布施校（東大阪市長堂三丁目2の22）

定員 20人 受講料 1万円

申し込み 6月30日(休) (必着) までに、大阪府立母子・父子福祉センターホームページの登録フォームまたは往復はがきに、講習会名、住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、電話番号、志望動機、過去に同センターで受講した講座、Wi-Fi環境の有無、保育希望者は子どもの氏名・年齢（対象は2歳から就学前まで）を記入し、〒537-0025 大阪市東成区中道一丁目3の59 大阪府立母子・父子福祉センター ☎06(6748)0263 へ（申し込み多数の場合抽選）

※詳しくは、同センターホームページ [https://www.osakafu-boshiren.jp/] をご覧ください。

農園名	ところ	利用料	問い合わせ
平町農園 (喜志地区)	平町二丁目	年額 3500円 (1区画15㎡)	奥本 房子さん ☎(26)1063
喜志新家町農園	喜志新家町二丁目	年額 3500円 (1区画15㎡)	山崎 レイコさん ☎072(754)0207
宮甲田農園	甲田六丁目	年額 3500円 (1区画15㎡)	森本 多鶴子さん ☎(24)2777
西板持農園	西板持町一丁目	年額 3500円 (1区画15㎡)	村本 芳彦さん ☎(24)6848
寺池台3丁目農園	寺池台三丁目	年額 4500円 (1区画15㎡)	中尾 行宏さん ☎(29)5359

市営錦織住宅、市営甲田住宅、市営若松団地の入居者を募集

募集住宅・戸数など 左表のとおり

	住宅名／住所	交通機関	募集戸数	構造	間取り／建築年(募集対象者)
一般募集(公営住宅)	錦織住宅／錦織南二丁目	近鉄長野線滝谷不動駅下車徒歩約20分	1戸	高層一部中層RC造(エレベーター有)	3DK/H10築浴室・浴槽あり(2人以上の世帯)
一般募集(公営住宅)	甲田住宅／甲田三丁目	近鉄長野線川西駅下車徒歩約7分	1戸	中層RC造(エレベーター無)	3DK/H5築浴室あり・浴槽なし(2人以上の世帯)
一般募集[事故住宅](更新住宅)	若松団地第1住宅／若松町一丁目	近鉄長野線富田林駅下車徒歩約5分	1戸	中層RC造(エレベーター有)	3DK/H16築浴室・浴槽あり(2人以上の世帯)
一般募集(改良住宅)	若松団地第4住宅／若松町一丁目	近鉄長野線富田林駅下車徒歩約5分	1戸	中層RC造(エレベーター有)	2DK/S43築浴室・浴槽あり(2人以上の世帯)※高齢者等の単身者可
一般募集(公営住宅)	若松団地第5住宅／若松町一丁目	近鉄長野線富田林駅下車徒歩約5分	1戸	高層一部中層RC造(エレベーター有)	2DK/R1築浴室・浴槽あり(2人以上の世帯)
福祉募集(公営住宅)	錦織住宅／錦織南二丁目	近鉄長野線滝谷不動駅下車徒歩約20分	1戸	中層RC造(エレベーター有)	2DK/H11築浴室・浴槽あり(2人以上の世帯)

※事故住宅は、前入居者のときに住戸内で孤独死などの人身事故が発生した住宅です。次の入居者が入居するまでに修繕を行い、使用については、他の住宅と変わりません。なお、事故などの具体的な状況については、お答えできません。
※福祉募集は、高齢者・障がい者向けに対応した設備改善は行っていません。

- ① 現在住宅に困っている人
② 市内在住・在勤の人
③ 同居または同居しようとする人
- ④ 公営住宅法に基づく収入基準に合う人
- ⑤ 過去に市営住宅に入居していた人は、現に家賃などの滞りがなく、かつ公営住宅法および富田林市営住宅条例に基づく明渡し請求を受けたことがない人
- ⑥ 福祉募集については、高齢者世帯、障がい者世帯、またはひとり親世帯である人
- ※その他申し込み資格があります。詳しくは、申込書をご覧ください。

る親族がある世帯(婚姻予定者、未届けの夫(妻)、パートナーシップ宣誓受領証を交付された人を含む)

・申込家族全員(申込者本人と同居人)の収入を含めた計算後の月収額が15万8000円以下の入居者

・公営住宅については、裁量階層世帯(高齢者、障がい者などの世帯)に該当する人で、計算後の月収額が15万8000円を超え25万9000円以下の人

⑤ 過去に市営住宅に入居していた人は、現に家賃などの滞りがなく、かつ公営住宅法および富田林市営住宅条例に基づく明渡し請求を受けたことがない人

⑥ 福祉募集については、高齢者世帯、障がい者世帯、またはひとり親世帯である人

※その他申し込み資格があります。詳しくは、申込書をご覧ください。

申込書の配布 4月1日(金)～15日(金)(土・日曜日は除く)

に、住宅政策課、金剛連絡所、人権文化センター、南河内府民センターで配布

申し込み 4月1日(金)～15日(金)(消印有効)に、指定の封筒で郵送

437 固住宅政策課(内線436、)

総合福祉会館・かがりの郷が「指定福祉避難所」に変わります

総合福祉会館(宮甲田町9の9)、かがりの郷(南大伴町四丁目4の1)は、災害時の「指定避難所」に指定していましたが、4月から「指定福祉避難所」へ移行します。指定福祉避難所とは、災害時に指定避難所へ避難した人で、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象に開設する二次的な避難所です。

二次的な避難所となることから、災害発生当初には開設されません。また、直接の指定福祉避難所への避難はできません。
固危機管理室(内線9503)

防火管理者の届け出はお済みですか

収容人員が一定人数以上の建物は、防火管理者を選任し、届け出ることが消防法により義務付けられています。防火管理者を変更する場合も届け出が必要です。また、収容人員は定期的に確認し、必要に応じて防火管理者を選任し、届け出をしてください。

詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。
固市消防本部予防課【☎(23)1124】



マンホール蓋への広告募集

市が管理するマンホール蓋に掲載する広告を募集します。

広告期間 掲載翌月から起算して3年間

掲載場所 南海高野線金剛駅～金剛中学校前交差点の歩道部分に設置のマンホール蓋

広告サイズ 半径25cmの円形

広告料(月額) 4200円

申し込み 4月6日(水)～、申込書類に必要事項を記入し、必要書類を添えて下水道課(内線262)へ(申し込み先着順)

※必要書類など詳しくは、市ウェブサイト(下水道課のページ)をご覧ください。



令和4年度分

住民活動災害保障保険の 加入申請を受け付け



住民活動災害保障保険は住民団体が日帰りで実施する無報酬のボランティア活動や地域での社会奉仕活動（清掃活動、防火・防災活動、防犯活動、社会福祉活動など）中の事故・災害に対し、責任者の賠償責任や参加者のけがによる入院・通院などの費用を市で補填することによって、住民活動の促進を目的としています。保険には、市が一括加入し、保険料も市で負担します。令和4年度分の加入申請を次のとおり受け付けます。

保険期間 6月1日(水)～令和

5年6月1日(木)

加入できる団体 活動拠点が市内にあり、市内に居住している5人以上で構成する団体（指導者および育成者は市外在住でも可）

賠償の内容

《賠償責任保険》

- ・対人賠償限度額被害者1人につき2000万円、1事故につき1億円
- ・対物賠償限度額1事故につき500万円

《傷害保険》

- ・死亡 200万円
- ・後遺障害 6万～200万円
- ・入院 1日1500円
- ・通院 1日1000円

- ※入院、通院は事故日より対象です。入院保険金は180日間、通院保険金は180日間以内で通院日数90日間が限度です。

※自らの娯楽などを目的としたスポーツや文化・親睦活動などは対象となりません。

申し込み 4月15日(金)までに、申請用紙に必要事項を記入し、昨年度の活動実績（活動回数と活動人数をまとめた資料）

と今年度の活動予定を添えて、人権・市民協働課または各団体の関係する部署へ（初めて加入申請される団体は、会員名簿を併せて提出してください）※申請用紙は、同課で配布（市ウェブサイトからダウンロードもできます）。

人権・市民協働課（内線473）

文化事業を助成します

文化振興基金の収益金を運用して、市の文化振興を図るために実施する文化事業に助成金を交付します。

助成額 飲食費などを除く対象経費の2分の1以内で上限20万円

対象事業 次のいずれかに該当し、令和5年3月31日(金)までに実施し、確認書類を提出できる事業

- ・団体結成後の節目（10周年など）に文化の振興に著しく寄与する事業
- ・団体が文化の振興のために、特に意義がある事業
- ・市または市教育委員会と市内文化団体が協働して文化の振興に寄与する事業

申し込み 4月28日(木)までに、申請書に必要事項を記入し、トピック（きらめき創造館）1階生涯学習課 ☎ (26)8056 へ ※申請書は、同課で配布（市ウェブサイト（生涯学習課のページ）からダウンロードもできます）。

文化芸術振興ビジョン策定委員会委員を募集

文化振興の方向性を示し、市民憲章に示す、教育文化都市「とんだばやし」の発展をめざすことを目的として、令和4年度に「文化芸術振興ビジョン」を制定するために、「富田林市文化芸術振興ビジョン策定委員会」を設置します。

日頃より、文化・芸術に親しんでいる市民の皆さんより幅広いご意見をいただくため、同委員会の委員を次のとおり募集します。

募集人数 若干名 **対象者** 市内在住の18歳以上の人

申し込み 4月6日(水)～20日(水)（必着）に、生涯学習課に備え付けの公募申込書および作文「富田林市の文化・芸術についての思い（800字程度）」をテーマに記入し、〒584-8511常盤町1の1 生涯学習課 ☎ (26)8056 へ ※作文および面談により審査します（面談日は後日お伝えします）。※詳しくは、市ウェブサイト（生涯学習課のページ）をご覧ください。

Pick Up!



3月9日、富田林市防火協会（会長 藤本 晴也さん）より車両の寄贈があり、市消防本部で寄贈式が実施されました。

寄贈いただいた車両は、火災予防の啓発運動や消防業務遂行のため、有効に活用されます。

お届けします！ 特定健康診査受診券

40～74歳の国民健康保険加入者に対し、4月下旬に「特定健康診査受診券」を送付します。令和5年3月31日(金)までに受診してください。

和22年9月～23年3月生まれの人に限り誕生日の前日まで受診可。ただし、11月1日以降に同保険に加入した人は除きます。

費用 無料
※詳しくは、受診券に同封のパフレットをご覧ください。
※資格喪失した場合は受診券の利用ができません。全額自費負担となります。資格喪失の届け出の遅れなどで喪失日です。さかのぼった場合も同様です。
※案内のためにコールセンターから電話をする場合があります。
固保険年金課（内線155）

内容 メタボリックシンドロームに着目した健康診査
※同一年度内に受診券を利用できるのは、「国民健康保険総合健康診査(人間ドック)」と「特定健康診査」のどちらか一方です。
対象者など 市国民健康保険加入者のうち、実施年度中(4月1日～翌年3月31日)に40～74歳になる人に年1回実施(昭和

和22年9月～23年3月生まれの人に限り誕生日の前日まで受診可。ただし、11月1日以降に同保険に加入した人は除きます。

費用 無料
※詳しくは、受診券に同封のパフレットをご覧ください。
※資格喪失した場合は受診券の利用ができません。全額自費負担となります。資格喪失の届け出の遅れなどで喪失日です。さかのぼった場合も同様です。
※案内のためにコールセンターから電話をする場合があります。
固保険年金課（内線155）

国民健康保険総合健康診査(人間ドック)を実施



加入者の健康保持増進のため、特定健康診査の他に、人間ドックを実施しています。

ところ 済生会富田林病院健診センター、PL病院

対象者 市国民健康保険加入者で、同一年度内に人間ドック、特定健康診査を受診していない人

※同保険料を完納している人に限ります。

費用 有料(市が2分の1負担)
※詳しくは、市ウェブサイト(保険年金課のページ)または特定健康診査受診券に同封のパフレットをご覧ください。

固保険年金課(内線155)

成人用肺炎球菌予防接種

～65歳以上で同予防接種を初めて受ける人に公費助成を実施しています～

本市では、65歳以上で接種を希望する人に公費助成をしています。なお、本市による公費助成は生涯に一度限りです。
対象者 接種日に本市に住民登録をしており、これまで公費助成を受けて接種したことがなく、次の①～③のいずれかを満たす人
①国が指定する定期接種の対象者(下表参照)
②満60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能に障がい有する人(身体障

がい者手帳1級を有する人または同程度の障がいがある人
③満65歳以上で①以外の人
費用 3000円
※生活保護世帯の人で、①の人は生涯に一度限り無料で受けることができますので、接種前にお問い合わせください。
※接種前に保健センターにご連絡ください。直接医療機関に行っても助成を受けることはできません。
申し込み 保健センター(☎28)5520)へ
※申込者に予診票と実施医療機関一覧表を送付しますので、予診票が届きましたら、希望する実施医療機関に予約してください。

◆定期接種の対象者

昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれ
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれ
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれ
大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれ

令和5年(令和4年度)以降の成人式の対象年齢

4月1日から、成年年齢が20歳から18歳となります。本市の成人式は、開催年度に20歳になる人を対象に開催しており、成人年齢が引き下げとなった令和5年以降もこれまでと同様に20歳の人を対象に開催します。

なお、「成人式」の名称ですが、令和5年以降は「私たちのつどい」(仮称)とする予定です。

固生涯学習課(内線582)

肝炎ウイルス検査はお済みですか

肝炎ウイルスの感染に気づかないまま放置すると、知らない間に病気が進展し、肝硬変や肝がんなどの重篤な症状につながる恐れがあります。一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう。
※詳しくは、今月号に折り込みの「令和4年度保健事業案内」をご覧ください。
固保健センター(☎28)5520)

後期高齢者医療制度 のお知らせ

高齢者医療保険料のお知らせと納付方法

■普通徴収の人（年金から天引きでない場合）

今年7月に、令和4年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に係る通知書を送付します。通知書に基づき、納付書払いや口座振替などの方法で納付してください。

※状況により、10月より特別徴収（年金からの天引き）に変更となる場合があります。

■特別徴収の人（年金から天引きの場合）

年金受給額が年額18万円以上の場合は、原則として年6回（偶数月）の年金受給時に、次のとおり年金から保険料が天引きされます。

◇4・6・8月分 令和3年度は普通徴収で納付されており、誕生月により今年4・6・8月から新たに特別徴収となる人

には、令和3年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。それぞれ、事前に通知書を送付します。

今年2月に保険料を特別徴収で納付していただき、4・6・8月の年金受給時に、2月の納付額と同額を仮徴収額として特別徴収する場合、通知はありません。

なお、年金天引き額が同じ年の間で変動する場合は、通知書を送付します。

◇10・12・2月分 令和4年度の後期高齢者医療保険料が決定（本算定）され、10月分以降が特別徴収となる場合、7月に通知書を送付します。

■特別徴収から口座振替に変更できます

保険料の納付方法が特別徴収（年金からの天引き）の人や、新たに特別徴収に変更される人は、申し出により年金からの天引きを口座振替での

納付に変更できます。詳しくは、お問い合わせください。

■モバイル決済がますます便利になります

4月1日(金)から、新たにauPAY、d払い、J・Coin Payのモバイル決済で後期高齢者医療保険料が納付できるようになります。

固福祉医療課（内線158、159）

令和4年度介護保険料 仮決定通知書を発送

65歳以上の人に4月上旬に令和4年度介護保険料仮決定通知書を発送しますので、納入期限内に、保険料を納付してください。

4月からauPAY、d払い、J-Coin Payのモバイル決済で納付ができるようになります。

口座振替の申し込みをしている人は指定口座より引き落としします。特別徴収の人は年金から天引きします。

固高齢介護課（内線175、176）

後期高齢者医療健康診査の受診を

健康診査 4月下旬から5月上旬に被保険者に「健康診査受診券」を送付します（年度途中で被保険者となる人には、誕生月の翌月に送付します）。受診券に記載された有効期限内に、指定の医療機関などで、健康診査を1回、無料で受診できます。

※事前に、受診する医療機関へ連絡が必要です。

歯科健康診査 4月下旬から5月上旬に被保険者に「歯科医院リスト」を送付します（年度途中で被保険者となる人には、誕生月の翌月に送付します）。掲載の歯科医院で、歯科健康診査を1回、無料で受診できます。

※いずれも病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などに入所または入居している人は対象になりません。なお、退院・退所したなど変更があった場合は、お問い合わせください。

固府後期高齢者医療広域連合給付課【☎06(4790)2031】

後期高齢者医療制度人間ドック費用の一部を助成

被保険者を対象に、人間ドック受診費用の一部を助成しています（2万6000円を限度に年度内1回限り）。

申し込み 令和5年3月31日(金)までに、受診した人間ドックの領収書、検査結果通知書など受診した検査項目が分かるもの、被保険者証、助成金を振り込むための口座番号が確認できるものを持って、福祉医療課（内線158、159）へ

※支給は後日となります。

※人間ドックの領収書は、申請まで大切に保管してください。

※脳ドックなどのオプション検査費用は助成対象になりません。

固府後期高齢者医療広域連合給付課【☎06(4790)2031】